

議員提出議案第2号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月25日

提出者 三朝町議会議員 山 田 道 治
賛成者 三朝町議会議員 松 村 修
賛成者 三朝町議会議員 小 椋 昭 一
賛成者 三朝町議会議員 岡 本 岩 夫
賛成者 三朝町議会議員 杉 原 憲 靖
賛成者 三朝町議会議員 遠 藤 勝太郎
賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条～第3条 略 (費用弁償) 第4条 議長等が招集に応じ、又は委員会若しくは協議会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額 (2) 外国旅行については、国家公務員の例による旅費	第1条～第3条 略 (費用弁償) 第4条 議長等が招集に応じ、又は委員会若しくは協議会等に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額及び日当1日につき <u>1,300円</u> の旅費 (2) 外国旅行については、国家公務員の例による旅費

